

動物実験に関する自己点検・評価報告書

国立大学法人九州工業大学

平成 28 年 9 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

九州工業大学動物実験等に関する規程（改正 平成24年9月26日、九工大規程第28号）、九州工業大学動物実験等に関する実施細則（改正 平成23年12月21日、九工大細則第22号）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

基本指針に適合した機関内規程が定められている。

4) 改善の方針、達成予定期限

該当せず。

2. 動物実験委員会

1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会は置かれていない。

2) 自己点検の対象とした資料

九州工業大学動物実験等に関する規程（改正 平成24年9月26日、九工大規程第28号）、九州工業大学動物実験等に関する実施細則（改正 平成23年12月21日、九工大細則第22号）、九州工業大学動物実験専門部会要項（平成22年1月18日 研究・産学連携委員会決定）、九州工业大学学院生命体工学研究科動物実験細則（平成24年10月25日、九工大生命体工学研究科細則第1号）、九州工业大学学院情報工学研究院動物実験細則（改正 平成24年10月24日、九工大情報工学研究院細則第1号）、九州工业大学学院生命体工学研究科動物実験委員会内規（改正 平成24年10月25日）、九州工业大学学院情報工学研究院動物実験委員会内規（改正 平成24年10月24日）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

基本指針に適合した、動物実験専門部会（全学組織）、動物実験委員会（生命体工学研究科）、動物実験委員会（情報工学研究院）が設置されている。動物実験専門部会、動物実験委員会の委員構成はいずれも、（1）動物実験等に関して優れた識見を有する者、（2）実験動物に関して優れた識見を有

する者(獣医師)、(3)その他学識経験を有する者から構成され、基本指針で定める役割を担っている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず。

3. 動物実験の実施体制

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

九州工業大学動物実験等に関する規程（改正 平成24年9月26日、九工大規程第28号）、九州工業大学動物実験等に関する実施細則（改正 平成23年12月21日、九工大細則第22号）、九州工業大学動物実験専門部会要項（平成22年1月18日 研究・产学連携委員会決定）、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験細則（平成24年10月25日、九工大生命体工学研究科細則第1号）、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験細則（改正 平成24年10月24日、九工大情報工学研究院細則第1号）、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験委員会内規（改正 平成24年10月25日）、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験委員会内規（平成24年10月24日）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

上記の自己点検の対象とした資料は基本指針に適合しており、動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告等の各種様式も定められ、適正な動物実験の実施体制が構築されている。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

九州工業大学動物実験等に関する規程（改正 平成24年9月26日、九工大規程第28号）、国立大学法人九州工業大学放射線障害防止管理規則（改正 平成22年5月6日、九工大規則第16号）、九州工業大学遺伝子組換え生物安全管理規則（改正 平成20年4月1日、九工大規則第3号）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

現在、該当する動物実験は行われていないが、九州工業大学動物実験等に関する規程第31条には安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等について定めており、規程上禁止はしていない。また、遺伝子組換え実験や放射線障害防止に関しては規程が定められている。

4) 改善の方針、達成予定時期

今後、規程が定められていない感染実験等を行う際には、感染動物実験等に関する規程等を定める。もしくは、当該実験の実施を、規程等で禁止する条項等を盛り込む必要がある。

5. 実験動物の飼養保管の体制**1) 評価結果**

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

九州工業大学動物実験等に関する規程（改正 平成24年9月26日、九工大規程第28号）、九州工業大学動物実験等に関する実施細則（改正 平成23年12月21日、九工大細則第22号）、九州工業大学動物実験専門部会要項（平成22年1月18日 研究・产学連携委員会決定）、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験細則（平成24年10月25日、九工大生命体工学研究科細則第1号）、九州工业大学大学院情報工学研究院動物実験細則（改正 平成24年10月24日、九工大情報工学研究院細則第1号）、九州工业大学大学院生命体工学研究科動物飼育室内規（改正 平成24年10月25日）、九州工业大学大学院情報工学研究院動物実験委員会内規（平成24年10月24日）、九州工业大学大学院生命体工学研究科動物飼育室要項（平成24年10月25日）、九州工业大学大学院情報工学研究院動物飼育室要項（改正 平成24年10月24日）、飼養保管施設設置承認申請書、実験室設置承認申請書、緊急時の対応計画、飼養保管の標準操作手順書〔動物飼育室使用マニュアル（平成27年改訂版）〕

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

飼養保管施設の設置は学長の承認を必要とし、設置要件等は規程に定めている。また、実験動物管理者の選任に関しても規程に定めている。

飼養保管施設等の新規設置の際、飼養保管施設（実験室）設置承認申請書により申請がなされ、動物実験専門部会で現地調査を実施し、飼養保管施設（実験室）として適合しているかを審査し、その結果により学長が飼養保管施設（実験室）の設置を承認している。地震、火災等の緊急時にとるべき措置については、各部局で「緊急時の対応計画、飼養保管の標準操作手順書〔動物飼育室使用マニュアル（平成27年改訂版）〕」を定め、施設職員・利用者に周知している。また、動物逸走時の対応は九

州工業大学動物実験等に関する規程及び緊急時の対応計画に定めてある。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず。

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

本学は、工学部、情報工学部、大学院生命体工学研究科を有する工学系の総合大学であり、3つのキャンパスに分かれている。そのうち情報工学部の飯塚キャンパス、大学院生命体工学研究科の若松キャンパスにおいて動物実験が行われている。それぞれのキャンパスが離れているため、統合的な動物実験委員会として「動物実験専門部会」を設置すると同時に、よりきめ細やかな管理運営を行うために、飯塚キャンパスと若松キャンパスに、それぞれ「動物実験委員会」を設置し、より安全で動物福祉にも配慮した動物実験の実施体制を構築している。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

九州工業大学動物実験等に関する規程（改正 平成24年9月26日、九工大規程第28号）、九州工業大学動物実験専門部会要項（平成22年1月18日、研究・产学連携委員会決定）、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験細則（平成24年10月25日、九工大生命体工学研究科細則第1号）、九州工业大学大学院情報工学研究院動物実験細則（改正 平成24年10月24日、九工大情報工学研究院細則第1号）、動物実験専門部会議事要旨、生命体工学研究科動物実験委員会議事録、情報工学研究院動物実験委員会議事録、動物実験計画書、動物実験計画認定表（2015年度）、動物実験結果報告書（2015年度）、動物実験従事者認定表（2015年度）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

動物実験専門部会、動物実験委員会の委員構成はいずれも、基本指針に適合し、動物実験責任者から申請された動物実験計画が動物実験等に関する法令及び機関内規程（九州工業大学動物実験等に関する規程）に適合しているかどうかの審査を各部局の動物実験委員会で実施した後に、全学組織の動物実験専門部会でも審査を行っている。また、教育訓練の受講記録と照らし合わせて、動物実験従事者の認定を行っている。さらに、動物実験の実施結果に対する助言を学長に行っている。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず。

2. 動物実験の実施状況

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

九州工業大学動物実験等に関する実施細則（改正 平成23年12月21日、九工大細則第22号）、九州工业大学大学院生命体工学研究科動物実験細則（平成24年10月25日、九工大生命体工学研究科細則第1号）、九州工业大学大学院情報工学研究院動物実験細則（改正 平成24年10月24日、九工大情報工学研究院細則第1号）、動物実験専門部会議事要旨、生命体工学研究科動物実験委員会議事録、情報工学研究院動物実験委員会議事録、動物実験計画書、動物実験計画書認定表（2015年度）動物実験結果報告書（2015年度）、動物実験の自己点検票（外部検証プログラム様式2-1）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

動物実験計画書の立案、審査、承認、実施結果報告は機関内規程に基づき適正に実施されている。各部局の動物実験委員会での審査結果は、部局の長である地区管理者から速やかに学長に上申され、さらに全学組織の動物実験専門部会でも審査を行い、最終的に学長が承認、非承認を決定している。また、承認された動物実験の結果報告書は全て提出されており、地区管理者を経て学長に報告されている。さらに、平成27年度から動物実験責任者が動物実験の自己点検票を実験計画毎に作成・提出することで、適正に動物実験が実施されていることが把握できるようになった。

4) 改善の方針、達成予定期

該当せず。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

該当せず。

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 現行では遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等は行われていない。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 評価結果 <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。<input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。<input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 飼養保管の標準操作手順書 {動物飼育室使用マニュアル（平成27年改訂版）}、個別動物飼育室使用マニュアル説明会記録、平成27年度動物実験に関する現況調査票、実験動物の施設外への逸走と対応の記録、微生物モニタリング結果報告書、実験動物飼養保管状況の自己点検票（外部検証プログラム様式2-2）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 実験動物管理者は各部局の長である地区管理者が、当該部局の教育職員の中から適任者を指名し、飼養保管施設の管理及び保守点検等を行っている。実験動物飼育室を使用する動物実験責任者は、飼養保管の標準操作手順書（動物飼育室使用マニュアル）を用いて動物実験従事者に飼養保管方法手順の指導を行い、その説明の記録を動物実験委員会等に提出している。また、実験動物の感染症対策のため各部局で年2回微生物モニタリングを実施している。さらに、平成27年度から実験動物管理者が実験動物飼養保管状況の自己点検票を作成し、動物実験専門部会に提出することで、飼養保管状況が把握でき、改善指導が円滑に実施できるようになった。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

5. 施設等の維持管理の状況

1) 評価結果 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。<input checked="" type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

<p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料 九州工業大学動物実験等に関する規程（改正 平成24年9月26日、九工大規程第28号）、平成27年度飼養保管施設の維持管理上の不具合箇所および改善の記録、「実験動物の管理と使用に関する指針」（ILAR）、実験動物飼養保管状況の自己点検票（外部検証プログラム様式2-2）</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 九州工業大学動物実験等に関する規程で、「各地区管理者は、実験動物を適正に管理するとともに、施設等及び設備について、適切に維持管理及び改善しなければならない」と定めてあるが、必要な施設や設備に関しては、施設・設備等の保守契約がされておらず、故障した場合はその都度業者に連絡し修理している。また、設備の改善計画は立てられていない。若松、飯塚両地区の飼養保管施設は関係者以外が立入出来ないようにセキュリティーが設けられている。 全ての動物種のケージサイズは、「実験動物の管理と使用に関する指針」（ILAR）第8版の基準に適合している。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期 生命体工学研究科では飼養保管施設・設備等に関して、改修計画を本部へ要請しており、次年度への概算要求事項に含む予定である。一方でその他の飼養保管施設・設備等に関して常に改善点に注意を向け、必要な施設や設備の改善計画を立てる必要がある。</p>

6. 教育訓練の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。<input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。<input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料 教育訓練の実施記録（講習会案内、受講者名簿、教育訓練資料） 個別動物飼育室使用マニュアル説明会記録</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 年度初めに教育訓練を実施して、動物実験従事者の認定を行っている。 教育訓練の講師は、実験動物に関して優れた識見を有する学外委員が行っている。 実験動物の取扱いに関しては説明会と称し、教育訓練を行っている。 平成24年度以降、学部学生へ実施している動物実習でも、担当教員が教育訓練を行うよう改善した。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p>

該当せず。

7. 自己点検・評価、情報公開

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

動物実験に関する自己点検・評価報告書（平成27年9月作成分を大学ホームページに掲載）

動物実験に関する検証結果報告書（平成23年12月）

動物実験に関する現況調査票（平成27年度9月作成分を大学ホームページに掲載）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

動物実験に関する自己点検・評価を行い、動物実験に関する現況調査票、動物実験に関する検証結果報告書、動物実験に関する規程、実験動物の使用・飼養状況について、大学ホームページにて情報公開を実施している。

サイトURL：<http://www.kyutech.ac.jp/information/animal.html>

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず。

8. その他

動物実験を行っているキャンパスが2か所あるので、通常の管理運営は各地区の動物実験委員会を中心となって行っており、それ以外の管理運営は全学組織である動物実験専門部会が行っている。また、動物実験責任者から申請された動物実験計画を各地区的動物実験委員会と全学の動物実験専門部会とで2度審査するなど万全な審査体制である。しかしながら、平成23年度の外部検証で各地区委員会と専門部会の役割分担、承認までの時間的問題や委員の重複に関して指摘があった。この指摘を受け動物実験専門部会で審議した結果、苦情や大きな問題点がないことから現状の体制で実施することとした。

平成24年度から動物福祉への配慮として動物愛護週間に実験動物慰靈式を執り行っており、平成27年度も学長、動物実験専門部会委員、動物実験従事者等が参列し、実験動物の供養を行った。